

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 美幌町行政不服審査会
開 催 日 時	令和4年6月3日(木) 午後1時30分 開会 午後1時55分 閉会
開 催 場 所	第1会議室
出 席 者 氏 名	【委員】(五十音順) 浦澤佳弘委員、近藤隆成委員、齊藤道子委員 【行政】 平野町長、小室総務部長、齊藤総務課長
欠 席 者 氏 名	—
事務局職員職氏名	総務グループ(後藤主査、小野寺)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の委嘱 2 会長の選任(委員の互選) 3 行政不服審査制度の説明 4 質疑応答 5 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
会議資料の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 議案 2 【資料1】美幌町行政不服の制度概要及び本審査会の位置付け等 について 3 【資料2】行政不服審査会に関する規定の対照表 4 【資料3】美幌・津別広域事務組合と美幌町との間における行政 不服審査会事務の委託に関する規約
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室総務部長（司会）	<p>開会</p> <p>本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。これから第1回目の美幌町行政不服審査会を始めます。</p> <p>本審査会は、平成28年4月、公平性の向上や使いやすさの向上の観点から改正された「行政不服審査法」に基づいて設置される町長の附属機関であります。</p> <p>制度の概要や審査会の役割などは、後ほど担当職員からご説明をさせていただきます。</p> <p>なお、平成28年5月に設置から、6年が経過しましたが、この6年間、審査請求がなかったことをご報告させていただきます。</p>
小室総務部長（司会）	<p>委員の委嘱</p> <p>それでは、初めに「委員の委嘱」を行います。</p> <p>平野町長から、委員の皆様にご委嘱状をお渡しいたします。</p> <p>私の方から五十音順でお名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。</p> <p>① 浦澤佳弘（うらさわ よしひろ）委員 ② 近藤隆成（こんどう たかしげ）委員 ③ 齊藤道子（さいとう みちこ）委員</p> <p>任期：令和4年6月3日～令和7年6月2日（任期：3年間）</p>
小室総務部長（司会）	<p>町長の挨拶</p> <p>平野町長から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
平野町長	<p>本日はお忙しい中、第1回の行政不服審査会にご出席を賜りありがとうございます。</p> <p>また、今回新たに浦澤委員、引き続きで近藤委員と齊藤委員にお引き受けいただいたこと心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、本審査会は行政不服審査法に基づいて設置されている、町長の附属機関であります。</p> <p>行政不服審査制度は行政処分に関して国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きであり、この不服申し立ての手続きが審査請求となります。</p> <p>先ほど、司会の方からもお話しさせていただきましたが、この審査会を設置し6年が経ちますが、その間、審査請求はありませんでしたが、国民が簡易的に迅速かつ公平な手続きの下で、広く行政庁に対し不服申立てができる制度となっておりますので、行政側としてもしっかりと対応していかなければならないと考えております。</p> <p>最終的な結論である裁決は、審査庁がすることになりますが、実質的な調査・判断等は行政処分に関与していない職員が審理員として担い、その調査・判断等を中立な第三者機関である皆様で組織する審査会がチェックすることで、裁決の適法性・公正性を確保する仕組みとなっております。</p> <p>本町といたしましても、行政として、違法又は不当な処分を行うことの無いよう、取り組んでいきたいと思っておりますので、委員の皆様には任期中お世話になりますが、よろしく願いいたします。</p>

	<p>簡単ですが、第1回目の審査会にあたりましての挨拶に代えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小室総務部長（司会）	<p>町長退席 なお、誠に恐れ入りますが、町長は他の公務のため、ここで退席とさせていただきます。</p>
小室総務部長（司会）	<p>事務局の紹介 それではここで、事務局の職員を紹介させていただきます。 まず、総務課長の齊藤でございます。 続きまして、総務グループの後藤でございます。 同じく、総務グループの小野寺でございます。 私は、総務部長の小室でございます。よろしくお願いいたします。</p>
小室総務部長（司会）	<p>会長の選任（委員の互選） それでは続きまして、この審査会の会長を、委員の皆様のご互選で選出いただきたいと思っております。 なお、会長の役割は、この審査会を代表することと、この会議の議長をしていただくこととなります。 それでは選出をお願いいたします。</p>
齊藤道子委員	<p>事務局案があればお聞きしたいです。</p>
齊藤総務課長	<p>それでは、齊藤委員からご提案ありました事務局案について私の方から説明させていただきたいと思っております。 例年、弁護士の委員を会長として選任しておりましたので、浦澤委員に会長をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。 ※浦澤委員には事前に依頼済み</p> <p>（委員一同に確認）</p>
小室総務部長（司会）	<p>それでは、会長には浦澤委員が選出されました。 お引き受けくださり、心から感謝申し上げます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 ここで皆様に自己紹介を兼ねまして委員の皆さまからご挨拶をいただきたいと思っております。浦澤会長よろしくお願いいたします。</p>
浦澤佳弘委員	<p>北見で弁護士をしております浦澤と申します。 美幌町は非常に思い入れのある町です。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小室総務部長（司会）	<p>ありがとうございました。 続きまして、行政書士の近藤隆成委員、よろしくお願いいたします。</p>
近藤隆成委員	<p>大空町で行政書士をしております近藤と申します。 引続きよろしくお願いいたします。</p>
小室総務部長（司会）	<p>ありがとうございます。 最後に、税理士の齊藤道子委員、よろしくお願いいたします。</p>

齊藤道子委員	<p>網走市で税理士をしております齊藤です。 税務署に勤めていたころから美幌町にはお世話になっております。 今後ともよろしくおねがいします。</p>
小室総務部長（司会）	<p>ありがとうございました。</p>
小室総務部長（司会）	<p>司会の交代 では、これより先は会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。 浦澤会長は会長席に移動をお願いいたします。</p>
浦澤佳弘委員	<p>制度の概要説明 それでは、引き続き会議を進めていきます。行政不服審査制度について事務局から説明をお願いします。</p>
後藤主査	<p>それでは、お手元の資料をご覧くださいながら、ご説明いたします。 資料1をご覧ください。行政不服審査制度は、行政処分に関して、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続です。そして、この不服申立ての手続を「審査請求」といいます。 行政不服審査制度は、結論が出るまでの期間も短く、手続の費用もかかりません。 このような行政不服審査制度ですが、平成28年4月から、より公正な手続で、よりスピード感をもって国民の権利利益の救済を図る制度として、全面リニューアルされました。 改正法の主な概要ですが、記載のとおりとなります。 美幌町行政不服審査会（以下「審査会」）は、この新制度の「行政不服審査法」に基づき、町長の附属機関として新たに設置された第三者機関です。 法の改正以前は、「審査請求人」と「処分庁」（不服の対象となる処分をした行政庁）、「審査庁」（審査請求を判断する行政庁）だけで、個別の審査請求があったときに、審査庁内部の決裁手続だけで、最終的な結論である「裁決」（判決のようなもの）が出されていました。 新制度では、裁決の公正性・客観性の向上を図るため、新たに「審理員」と「審査会」を設けることになりました。 資料1の2枚目をご覧ください。審査手続の流れについて、説明していきたいと思います。 美幌町行政不服審査会は、図の一番下にある第三者機関になります。 審査請求人から審査請求があがってきましたら、①審査庁は、不服の対象とされる行政処分に関与していない職員を審理員として指名します。美幌町では、総務部の主幹職から指名します。②審理員は、審査請求人と処分庁の双方から主張・証拠資料を提出していただき、③審理を行います。 ④審理員が審理手続を主宰して裁決の原案となる「審理員意見書」を作成し、審査庁に提出いたします。⑤審査庁は、「審理員意見書」と「事件記録」の写しを添えて、第三者機関である「審査会」に諮問をします。ただし、審査請求人が第三者機関の諮問答申をしない場合や第三者機関が不要と認めた場合は諮問を不要とし、迅速な裁決に配慮します。⑥諮問を受けた審査会は、会議を開いて必要な調査・審議をした上で、中立な第三者の立場から「答申書」を作成し、審査庁に答申をします。⑦答申を受けた審査庁は、「審理員意見書」と「答申書」に基づいて「裁決」</p>

	<p>をします。</p> <p>このように、最終的な結論である裁決は審査庁がすることになります。が、実質的な調査・判断等は行政処分に関与していない職員が審理員として担い、その調査・判断等を中立な第三者機関である審査会がチェックすることで、裁決の適法性・公正性を確保する仕組みになっています。</p> <p>なお、このような審査会の任務上、その委員には、「審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた識見を有する者」(行政不服審査法第69条第1項、附属機関条例別表)として規定していることから、本町では、道内の職域団体からの推薦を受けて、外部の専門職人材(弁護士、行政書士、税理士)に委員を委嘱しております。</p> <p>資料3をご覧ください。「美幌・津別広域事務組合と美幌町との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約(平成29年1月1日施行)」であります。</p> <p>平成28年の法の改正により、美幌・津別広域事務組合(消防)でも、第三者機関である行政不服審査会の設置が協議されましたが、過去に行政不服審査法に伴う不服申し立てもなく、今後の事案も少ないことなどの実情に合わせて、単独での設置はせず、地方自治法第252条の14「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行することができる。」に基づき、規約を制定し、事務を美幌町に委託しております。</p> <p>最後になりますが、委員と事務局との関係ですが、中立な第三者機関として裁決をチェックするという審査会の趣旨・役割に鑑み、事務局は、答申の内容に関与しないよう、会議の日程調整、文書の収受・管理等の事務的な事項に徹します。</p> <p>また、今後の会議の開催予定につきましては、審査会への諮問を要する審査請求が提起された段階で、1件につき必要に応じて数回の開催を見込んでおります。参考までに、資料2の中段に、美幌町の過去の不服申立案件の実績を記載しております。平成26年度は滞納処分に関する案件が1件、平成27年度は固定資産税に関する案件が2件。平成28年度から令和3年度までは0件となっております。</p> <p>審査会の調査審議事項は、審査請求の関係者の個人情報等、極めて重要な情報を取り扱うこととなります。委員の皆さまには、職務上の秘密に関する守秘義務が生じますので、ご留意いただきますよう、お願いします。</p> <p>矢継ぎ早となってしまいましたが、以上で説明を終わります。</p> <p>質疑等</p> <p>ただいまの事務局からのご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>その他何かございますか。</p> <p>閉会</p> <p>それでは、第1回の行政不服審査会を終わります。本日は、皆様大変ご苦労さまでした。</p>
浦澤佳弘委員	
浦澤佳弘委員	